

第 号

命令期限延長通知書

年 月 日

殿

公安委員会 

第 15 条 第 2 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第3項において準用する同条第
第 30 条 の 11 第 2 項

項
2項の規定により、事務所使用制限命令書(年 月 日第 号)による命令の
項

期限を、下記のとおり延長する。

記

命 令 の 延 長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
期 限 を 延 長 す る 理 由	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。